

特設人権相談所開設

「人権擁護委員の日」をご存知ですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権思想の普及・高揚に努めることとしています。

本村においても特設人権相談を開設し、次の日程で行います。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

■日 時 6月1日(木)

午前10時～午後3時

■場 所 村社会福祉協議会

大字久石2705番地

■内 容 人権に関する相談(震災による差別や偏見、おしつけやいやがらせなど)

〈問い合わせ〉

役場 人権対策課 TEL(67) 2708

女性のための総合相談

くまもと県民交流館パレアの女性総合相談室では、女性のさまざまな悩みや不安などを相談員が電話と面接で伺います。家庭、職場、地域などで生じたトラブルや困りごとのほか、「なんとなく生きづらい」「どこに相談していいかわからない」ということを、一人で悩まずご相談ください。解決に向けてサポートします。

相談は無料、秘密は厳守します。

■女性総合相談

・電話相談

月曜・木曜～土曜(午前9時～午後4時)

水曜(午前9時～午後8時)

・面接相談(女性対象・要予約)

月曜・水曜～土曜(午前9時～午後4時)

■法律相談 ※女性対象・要予約

・毎月第3土曜日 午後1時～午後4時

〈申し込み・問い合わせ〉

くまもと県民交流館 女性総合相談室

TEL096(355) 2223

花の種などを受け取った子どもたち



子どもたちが育てた花は、仮設団地や郵便局へ届けられる予定です。

「人権の花」伝達式が行われました。
南阿蘇西小学校(奴留湯雅士校長)で、これは、花の種や球根を、子どもたちが協力し、育てることにより、生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、やさしさと思いやりの心を体得してもらうことを目的に、昭和57年度から実施されています。

人権の花伝達式

南阿蘇村農地賃借料情報

〈問い合わせ〉村農業委員会 TEL(67) 2707

農業委員会では、過去1年間の賃借料データをもとに「賃借料情報」を提供します。農地賃借の際、当事者間における賃借料決定の参考としてご活用ください。

平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりです。

〈田の部〉	平均額	最高額	最低額	データ数
水田(基盤整備)	13,900円	20,000円	5,000円	107
水田(未整備)	13,000円	20,000円	5,000円	130

〈畑の部〉	平均額	最高額	最低額	データ数
普通畑	12,800円	20,000円	5,000円	22

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 平均欄のデータは、特別の事情の下で取引されたものと推測されるデータ(平均値×70%プラス、マイナスを超えるもの)を除いています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。